

福岡県医発第871号(地)

平成23年 7月 2日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

平成23年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に標記の通知が発出され、日本医師会より本会に対しても別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は、本年度の立入検査の実施にあたっての留意事項をまとめたもので、地方自治法の規定による技術的な助言とのことであります。

留意事項の内容は、前年度通知と同様、「Ⅰ. 安全管理のための体制の確保等について」、「Ⅱ. 院内感染防止対策について」、「Ⅲ. 最近の医療機関における事件等に関連する事項について」及び「Ⅳ. 立入検査後の対応その他」と全体を分けています。

前年度通知からの主な変更点としては、発出済みの関連通知が各項目の【参考】に追加掲載された他、「Ⅲ. 最近の医療機関における事件等に関連する事項について」では、再教育研修を修了した旨の医籍への登録、診療システム（電子カルテ）不具合による薬剤誤投与、防火対策が追加されております。

さらに、「Ⅳ. 立入検査後の対応その他」では、東日本大震災に伴う医療法等の取扱い（別紙1）に関する手続きについて要請しています。また、①被災者を受入れたことにより入院患者数が定員を超過した場合は、医師等の配置基準について、定員を入院患者の数とみなす取り扱いとするとともに、②診療録等の保存についても、現地の実状を踏まえ適宜対処するよう求めています。

なお、病院の立入検査について7月6日に福岡県保健医療介護部医療指導課と打合せを行い、7月14日の理事会での協議の上、改めてお知らせいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

日医発第 231 号（地 I 85）
平成 23 年 6 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

平成 23 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に、平成 23 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について、通知がなされるとともに、本会に対してもその周知、協力方依頼がありました。

本件は、本年度の立入検査の実施にあたっての留意事項をまとめたもので、地方自治法の規定による技術的な助言とのことであります。

なお、通知において、東日本大震災の影響を受けた医療機関に対する立入検査については、当該医療機関の状況等を踏まえ適切な時期に実施するなど配慮した対応を求めています。

留意事項の内容は、前年度通知と同様、「Ⅰ．安全管理のための体制の確保等について」、「Ⅱ．院内感染防止対策について」、「Ⅲ．最近の医療機関における事件等に関連する事項について」及び「Ⅳ．立入検査後の対応その他」と全体を分けています。

前年度通知からの主な変更点としては、発出済みの関連通知が各項目の【参考】に追加掲載された他、「Ⅲ．最近の医療機関における事件等に関連する事項について」では、再教育研修を修了した旨の医籍への登録、診療システム（電子カルテ）不具合による薬剤誤投与、防火対策が追加されております。

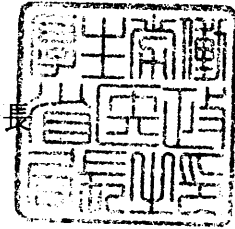
さらに、「Ⅳ．立入検査後の対応その他」では、東日本大震災に伴う医療法等の取り扱い（平成 23 年 3 月 24 日付日医発第 1183 号（地 I 219）の文書をもって関係通知を貴会に送付済み）に関する手続きについて要請しています。また、①被災者を受入れたことにより入院患者数が定員を超過した場合は、医師等の配置標準について、定員を入院患者の数とみなす取り扱いとするとともに、②診療録等の保存についても、現地の実状を踏まえ適宜対処するよう求めています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び病院への周知、協力方につきご高配賜りますようお願いいたします。

医政発0526第13号
平成23年5月26日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



平成23年度の医療法第25条第1項の
規定に基づく立入検査の実施について

標記について、別添のとおり各都道府県知事等あて通知しましたので、その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する周知、協力方よろしくお願いいたします。

医 政 発 0 5 2 6 第 1 2 号
平成 2 3 年 5 月 2 6 日

各都道府県知事
各 政 令 市 長 } 殿
各 特 別 区 長 }

厚生労働省医政局長

平成 2 3 年度の医療法第 2 5 条第 1 項の
規定に基づく立入検査の実施について

標記については、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）等に基づき、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知）を参考に実施されていることと思料するが、平成23年度における医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施に当たっての留意事項を下記のとおりまとめたので参考とされたい。

また、医療機関の立入検査を実施するに当たっては、関係部局間の連携に留意し、合同実施することなども配慮した上で対応願いたい。

東日本大震災の影響を受けた医療機関に対する、平成23年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査については、当該医療機関の状況等を踏まえ、適切な時期に立入検査を実施するなど配慮した対応を願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

I. 安全管理のための体制の確保等について

ア. 医療機関における安全管理体制の確保については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日医政発第0330010号医政局長通知）等に基づき指導を行う。

特に、次の事項に留意すること。

- ① 当該医療機関において発生した事故事例を収集・分析して改善策（重大な事故に係る改善策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含む。）を企画立案しているか確認し、必要に応じて指導を行う。
- ② 特に安全管理のための体制が確保されていない疑いのある医療機関に対しては、

医療を提供するに当たって、医師等により患者等への適切な説明がなされているかなど、手術承諾書及び入院診療計画書等の作成状況を確認し、必要に応じて指導を行う。

- ③ また、従業者の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るため、医療に係る安全管理のための研修を適切に実施しているか確認し、指導を行う。

- 【参考】・「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針の送付について」（平成19年3月30日医政発第0330019号・薬食発第0330009号医政局長・医薬食品局長連名通知）
・「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルについて」（平成19年3月30日医政総発第0330001号・薬食総発第0330001号医政局総務課長・医薬食品局総務課長連名通知）
・「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（平成19年3月30日医政指発第0330001号・医政研発第0330018号医政局指導課長・研究開発振興課長連名通知）

イ. 「医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について」（平成16年9月21日医政発第0921001号医政局長通知）に基づいて、事故等事例の報告に関する事項を定めたことを踏まえ、報告義務の対象となった医療機関が登録分析機関（財団法人日本医療機能評価機構）に対して、適切に事故等事例を報告していることを確認し、指導を行う。

- 【参考】・「医療事故情報収集等事業における報告すべき事案等の周知について」（平成20年9月1日医政総発第0901001号医政局総務課長通知）

ウ. 医療機関における医療事故防止対策の取組については、従来より通知、各種会議等において関係者に対し、周知徹底を図っているところであるが、立入検査の実施に当たっては医療事故防止対策の取組強化が図られるよう指導する。

- 【参考】・「医療機関における医療事故防止対策の強化について」（平成15年11月27日医政発第1127004号・薬食発第1127001号医政局長・医薬食品局長連名通知）
・「単回使用医療用具に関する取り扱いについて」（平成16年2月9日医政発第0209003号医政局長通知）
・「医療機関における医療事故防止対策の強化・徹底について」（平成16年6月2日医政発第0602012号・薬食発第0602007号医政局長・医薬食品局長連名通知）
・「簡易血糖自己測定器及び自己血糖検査用グルコースキット（グルコース脱水素酵素法のうち補酵素にピロロキノリンキノンを使用するもの）の安全対策について」（平成17年2月7日医政総発第0207001号・薬食安発第0207005号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）
・「カートリッジ型のインスリン製剤（ランタス注オプチック300）及び専用の手動式医薬品注入器（オプチック）の安全対策について（依頼）」（平成17年9月30日医政総発第0930001号・薬食安発第0930001号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）
・「輸液ポンプの承認基準の制定等に伴う医療機関等の対応について」（平成17年11月24日医政総発第1124001号・薬食安発第1124003号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）
・「X線CT装置等と植込み型心臓ペースメーカー等の相互作用に係る『使用上

- の注意』の改訂指示等について」(平成17年11月25日医政総発第1125001号・薬食安発第1125001号・薬食機発第1125001号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長・医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長連名通知)
- ・「医療機関における安全管理体制について(院内で発生する乳児連れ去りや盗難等の被害及び職員への暴力被害への取り組みに関して)」(平成18年9月25日医政総発第0925001号医政局総務課長通知)
 - ・「気管切開チューブに装着する器具に関する取扱いについて」(平成20年1月18日医政総発第0118001号・薬食安発第0118001号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知)
 - ・「医療機関用・介護用ベッドのサイドレール・手すりによる事故について」(平成20年3月11日医政総発第0311001号医政局総務課長通知)
 - ・「医療用医薬品類似名称検索システムの公開について(情報提供)」(平成20年3月25日医政局総務課・医薬食品局安全対策課連名事務連絡)
 - ・「採血用穿刺器具(針の周辺部分がディスプレイブルタイプでないもの)の取扱いについて(注意喚起)」(平成20年5月22日医政局総務課医療安全推進室長・医薬食品局安全対策課安全使用推進室長連名事務連絡)
 - ・「ペン型インスリン注入器の取扱いについて(医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼)」(平成20年10月3日医政総発第1003001号・薬食安発第1003001号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知)
 - ・「抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の誤投与(過剰投与)防止のための取扱いについて(注意喚起)」(平成20年10月20日医政総発第1020001号・薬食総発第1020001号・薬食安発第1020001号医政局総務課長・医薬食品局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知)
 - ・「ジャクソンリース回路の回収等について(注意喚起及び周知依頼)」(平成20年11月19日薬食安発第1119001号医薬食品局安全対策課長通知)
 - ・「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について(注意喚起)」(平成20年12月4日医政発第1204001号・薬食発第1204001号医政局長・医薬食品局長連名通知)
 - ・「診療の用に供するガス設備の誤接続防止対策の徹底について」(平成21年3月3日医政指発第0303001号医政局指導課長通知)
 - ・「人工呼吸器回路内のウォータートラップの取扱いに関する医療事故防止対策について(依頼)」(平成21年3月5日薬食安発第0305001号医薬食品局安全対策課長通知)
 - ・「サリドマイド製剤の入院時持参薬の取扱いについて(医療機関への注意喚起及び周知徹底依頼)」(平成21年9月3日医政総発0903第2号・薬食安発0903第1号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知)
 - ・「血液浄化療法における血液回路の接続部位のルアーロック化について(周知依頼)」(平成21年9月24日医政総発0924第1号・薬食安発0924第1号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知)
 - ・「X線診断装置等と植込み型心臓ペースメーカー等の相互作用に係る「使用上の注意」の改訂指示等について」(平成21年9月24日医政総発0924第3号・薬食安発0924第5号・薬食機発0924第4号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長・医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長連名通知)
 - ・「人工心肺装置の安全使用について(周知徹底)」(平成21年10月8日医政総発1008第1号・薬食安発1008第1号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知)
 - ・「『エキシマレーザー屈折矯正手術のガイドライン』の周知について」(平成21年10月22日医政総発1022第2号・医政指発1022第2号医政局総務課長・指導課長連名通知)
 - ・「在宅酸素療法における火気の取扱いについて(注意喚起及び周知依頼)

）」（平成22年1月15日医政総発0115第1号・医政指発0115第1号・薬食安発0115第1号医政局総務課長・医政局指導課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）

- ・「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書の公表について（周知依頼）」（平成22年1月29日医政発0129第3号・薬食発0129第5号医政局長・医薬食品局長連名通知）
- ・「耳朵穿刺時等の微量採血のための穿刺器具の取扱いについて（注意喚起及び周知依頼）」（平成22年3月1日医政指発0301第1号・薬食安発0301第7号医政局指導課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）
- ・「電気手術器用バイポーラ電極の取扱いについて（周知依頼）」（平成22年6月9日医政総発0609第1号・薬食安発0609第1号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）
- ・「PTP包装シート誤飲防止対策について（医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」（平成22年9月15日医政総発0915第2号・薬食総発0915第5号・薬食安発0915第1号医政局総務課長・医薬食品局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）
- ・「医療・介護ベット用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者に対する注意喚起について」（平成22年10月8日医政局総務課・老健局高齢者支援課・老健局振興課・老健局老人保健課連名事務連絡）
- ・「肺炎球菌ワクチン誤接種防止対策について」（平成22年10月29日医政総発1029第3号・薬食安発1029第8号医政局総務課長・医薬食品局安全対策課長連名通知）

エ．病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の取組については、従来より通知、各種会議において関係者に対し、周知徹底を図っているところであるが、アスベストの除去、封じ込め等適切な措置を講じていない医療機関に対しては、建築、環境等の関係部局と連携し、アスベスト対策の取組強化を図られるよう、補助金（医療提供体制施設整備交付金）等の活用も含め指導を行う。

【参考】・「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査について（依頼）」（平成21年12月3日医政指発1203第1号医政局指導課長通知）

II．院内感染防止対策について

MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）及びVRE（バンコマイシン耐性腸球菌）をはじめとした各種の病原体に起因する院内感染防止対策の徹底を図る必要があることから、特に次に掲げる事項について指導を行う。

ア．院内感染対策のための体制の確保について

院内感染対策のための指針の策定の状況、院内感染対策委員会の設置・開催状況を確認するとともに、従業者に対する研修、当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策、院内感染対策マニュアルの作成・見直し等が適切に行われていることを確認し、必要に応じて指導を行う。

イ．院内感染の標準的予防策の徹底について

個人用防護具（手袋、マスク等）の適正使用、処置前の手指消毒の励行等の院内感染の標準的予防策が、職員に対し徹底されていることを確認し、必要に応じて指導を行う。

- 【参考】・「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号医政局指導課長通知）
- ・「院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について」（平成19年5月8日医政局指導課事務連絡）
 - ・「薬剤耐性菌による院内感染対策の徹底及び発生後の対応について」（平成19年10月30日医政総発第1030001号・医政指発第1030002号医政局総務課長・指導課長連名通知）
 - ・「診療行為に伴う院内感染事例の発生及び安全管理体制の徹底について」（平成19年12月28日医政指発第1228001号医政局指導課長通知）
 - ・「医療機関における衛生的環境の維持管理について」（平成20年2月26日医政局指導課事務連絡）
 - ・「医療機関における感染性角膜炎等の集団発生について」（平成21年2月25日医政局指導課事務連絡）
 - ・「多剤耐性アシネトバクター・バウマニ等に関する院内感染対策の徹底について」（平成22年9月6日医政局指導課事務連絡）
 - ・「医療機関等におけるインフルエンザ対策の徹底について」（平成22年11月9日健感発1109第1号・医政指発1109第1号健康局結核感染症課長・医政局指導課長連名通知）
 - ・「院内感染対策中央会議提言について」（平成23年2月8日医政局指導課事務連絡）

ウ．透析医療機関における感染防止対策の徹底について

人工透析に関しては、複雑な手技・操作が継続的に反復されるため、院内感染の予防が特に重要であることから、厚生労働科学研究班により作成された「透析医療における標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル（三訂版）」が職員に対し徹底されていること及び透析医療機関における感染防止対策が徹底されていることを確認し、必要に応じて指導を行う。

- 【参考】・「『透析医療における標準的な透析操作と院内感染予防に関するマニュアル（三訂版）』の周知について」（平成22年2月10日医政局指導課・健康局疾病対策課連名事務連絡）

III．最近の医療機関における事件等に関連する事項について

集団食中毒、無資格者による医療行為、診療用放射線機器の過剰照射等の事件が発生していることから、次に掲げる事項に留意しつつ立入検査を行う。

ア．食中毒対策について

病院給食を原因とする食中毒については、引き続き発生・防止に万全を期すよう注意喚起を行う。食中毒の発生を把握した場合には、医政主管部局と食品衛生主管部局の連携に留意し、適切に対処する。

また、食中毒発生時における患者への給食の確保等について検討を行うよう指導する。

- 【参考】・「国立大学附属病院において発生した食中毒の疑いのある事件の対応について」（平成10年2月26日衛食第11号生活衛生局食品保健課長通知）
- ・「医療機関における食中毒対策について」（平成11年8月25日衛食第117号・医薬安第101号・医薬監第90号生活衛生局食品保健課長・医薬安全局安全対策課長・監視指導課長連名通知）

イ. 無資格者による医療行為等の防止について

無資格者による医療行為を防止するため、医療機関に対し採用時における免許証原本の確認の徹底を指導するとともに、患者等から通報等があった場合は直ちに検査を実施し、無資格者による医療行為が行われていることが明らかになった事例については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により告発するなど厳正に対処する。なお、医療機関内においては、患者に対して資格の種類や有無等の情報を正しく提供できるようにすることが望ましい。

また、コンタクトレンズ販売店との業務委託契約を結んでいるいわゆる「コンタクト診療所」の管理者が診療にほとんど関わらず、無資格者が検眼やコンタクトレンズの装着指導等の医療行為を行っているとの指摘があることから、管理者の勤務実態等について確認した上で、無資格者による医療行為は違法であることを指導する。

なお、都道府県知事等の許可を受けていない複数医療機関の管理及び管理者の長期間にわたる不在等の通報があった場合は、業務の実態を把握した上で、必要な指導を行う。

- 【参考】・「無資格者による医業及び歯科医業の防止について」（昭和47年1月19日医発第76号医務局長通知）
- ・「日母産婦人科看護研修学院の研修修了者について」（平成13年3月30日医政発第375号医政局長通知）
 - ・刑事訴訟法第239条第2項：官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。
 - ・「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日医政発第0330010号医政局長通知）

ウ. 臨床研修を修了した旨の医籍・歯科医籍への登録について

医師法（昭和23年法律第201号）第16条の4第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の4第1項の規定により、臨床研修を修了した者については、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍又は歯科医籍に登録することになっており、当該医療機関に従事する医師又は歯科医師について当該手続が適切に行われていることを確認するとともに、必要に応じて指導を行う。

エ. 再教育研修を修了した旨の医籍・歯科医師籍への登録について

医師法第7条の2又は歯科医師法第7条の2の規定により、再教育研修を修了した者については、その申請により、再教育研修を修了した旨を医籍又は歯科医師籍に登録することになっており、登録していない者については、医療法第10条の規定により、病院又は診療所を管理することはできないこととされているため、当該医療機関に従事する医師又は歯科医師について、当該手続が適切に行われていることを確認するとともに、必要に応じて指導を行う。

オ. 医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について

医療法第7条及び第8条に基づく医療機関の開設手続に当たっては、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものでないことを十分確認する必要があるが、医療機関の開設後においても、開設者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体でなくなったにもかかわらず、医療機関の廃止届を提出せず、当該医療機関が開設者以外の営利法人等により開設・経営されていることのないよう十分留意する。

具体的には、開設者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体であること及び営利を目的とするものでないことに疑義が生じた場合には、当該開設者が医療法人であるか個人であるかにかかわらず、医療法第25条に基づき、報告徴収や税法上の帳簿書

類（確定申告書、財務諸表、現金出納簿、開業届出書等の帳簿等）等の検査を行い、実態面の各種事情を十分精査した上で、必要に応じて指導を行う。

特に、美容外科、眼科等を標榜し自由診療を行っている診療所については、開設者及び非営利性に関して十分な確認を行う。

なお、確認に当たっては、医療機関の経営・経理について相当の知識が求められることから、医療法人担当部門の知見を活用するなど、適切な体制を確保されたい。

【参考】・「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年2月3日医政総発第5号・医政指発第9号健康政策局総務課長・指導課長連名通知）

カ．定員超過入院等について

病室に定員を超えて患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させること（以下、「定員超過入院等」という。）は、患者の療養環境の悪化を招くため、原則認められていないところであるが、地域の救急医療体制が厳しい状況にある中で、緊急時の対応として救急患者を入院させる場合は、定員超過入院等を行うことができることとされているので留意する。

【参考】・「救急患者の受入に係る医療法施行規則第10条等の取扱いについて」（平成21年7月21日医政総発0721第1号・医政指発0721第1号・保医発0721第1号医政局総務課長・医政局指導課長・保険局医療課長連名通知）

キ．診療用放射線の安全管理対策の徹底について

医療法施行規則第24条に定める診療用高エネルギー放射線発生装置（直線加速器等）、診療用放射線照射装置（ガンマナイフ等）、診療用放射線照射器具等に関する安全管理対策については、近年の直線加速器等による過剰照射事例の発生に鑑み、関係法令の遵守、自主点検の実施、照射量設定のダブルチェックの励行等、診療用放射線の安全管理体制が徹底されていることを確認し、必要に応じて指導を行う。

また、これらの機器に関しては安全使用のための研修や保守点検に関する計画の策定及び適切な実施等の体制が徹底されていることを確認し、必要に応じて指導を行う。

【参考】・「診療用放射線の過剰照射の防止等の徹底について」（平成16年4月9日医政指発第0409001号医政局指導課長通知）
・「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（平成19年3月30日医政指発第0330001号・医政研発第0330018号医政局指導課長・研究開発振興課長連名通知）
・「全脊髄照射等の安全な実施について（注意喚起及び周知依頼）」（平成22年3月31日医政総発0331第1号・医政指発0331第1号医政局総務課長・医政局指導課長連名通知）

ク．診療用放射線の防護に係る医療法施行規則の改正等について

平成17年6月1日、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第69号）の施行に伴い、医療法施行規則を改正し、診療用放射線の防護に係る事項について放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）との斉一を図るべく用語の定義の変更や語句の整理等を行ったことから、医療機関における運用が適切に行われていることを確認するとともに、指導を行う。

また、平成18年3月30日、新たな医療技術への対応を図るため、診療用放射線に関する通知の一部改正を行ったことから、医療機関における運用が適切に行われていることを確認するとともに、指導を行う。

- 【参考】・「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成17年6月1日医政発第0601006号医政局長通知）
- ・「診療用放射性同位元素の陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室における使用について」（平成18年3月30日医政発第0330010号医政局長通知）

ケ．職員の健康管理について

全職員が関係法令に基づいた定期健康診断を受診していることを確認するとともに、特に結核に関する健康管理の徹底について、管理者に対し注意喚起を行う。

コ．診療システム（電子カルテ）不具合による薬剤誤投与について

医療情報システムについて、導入時に入念な検証を行うとともに、定期的に内部監査を実施する等、当該機器が正常に動作するよう適切な管理を行い、誤作動を認めた場合は、速やかにシステム管理業者に連絡を行うよう管理者に対し注意喚起を行う。

- 【参考】・「診療システム（電子カルテ）不具合による薬剤誤投与について（注意喚起）」（平成22年12月27日医政局総務課・医政局政策医療課連名事務連絡）

サ．防火対策について

火気の取扱いについては、職員のみならず患者・付添人に対しても注意を喚起し、火災発生の未然防止に努めていることを確認する。

- 【参考】・「医療施設における防火・防災対策要綱の制定について」（昭和63年2月6日健政発第56号厚生省健康政策局長通知）

IV．立入検査後の対応その他

ア．立入検査後の対応について

医療法上適法を欠く等の疑いのある医療機関への立入検査については、「医療監視の実施方法等の見直しについて」（平成9年6月27日指第72号健康政策局指導課長通知）を参考とし、立入検査の結果、不適合・指導事項を確認したときは、関係部局間の連携に留意しつつ、不適合・指導事項、根拠法令及び不適合・指導理由を文書で速やかに立入検査を行った医療機関へ通知するとともに、その改善の時期、方法等を具体的に記した改善計画書を期限をもって当該医療機関から提出させるなど、その改善状況を逐次把握するよう努める。

また、特に悪質な事案に対しては、必要に応じ、厚生労働省による技術的助言を得た上で、違法事実を確認した場合は、法令に照らし厳正に対処する。

イ．系列病院等について

系列病院及び同系列とみなしうる医療機関への立入検査については、これらの医療機関を所管する各都道府県等において検査日を同じ日にするなど、他の都道府県等と連携を密にして行うよう努める。

ウ．診療所等の開設届後の現地確認について

開設許可及び使用許可を必要としない診療所等について、その開設届の内容と現地での実態とが異なる事例が見受けられるところであるが、これらの診療所等に対しては、開設届を受理した後、現住所、建物等の構造設備、管理者、従事者等が届出内容と一致しているか、院内感染及び医療事故の未然防止、非営利性の徹底等の観点から問題がないかについて速やかに現地確認を行うよう努める。

エ. 広告規制違反について

先般の医療法改正により、医療法第6条の8として、広告違反のおそれがある場合における報告命令、立入検査等の規定が新設されたところであるが、同法第25条第1項に基づく立入検査の際、同法等に違反することが疑われる広告又は違反広告の疑いのある情報物を発見した場合においては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について」（平成19年3月30日医政発第0330014号医政局長通知）を参考とし、指導等を行う。

オ. 重大な院内感染事例が発生した場合の対応について

我が国における発生が稀な薬剤耐性菌が検出された場合、平時の感染症の発生状況と比較して多くの院内感染が発生した場合等重大な院内感染が発生した場合又は発生したことが疑われる場合において、医療機関への立入検査を行うときには必要に応じ、厚生労働省又は国立感染症研究所等への相談等により技術的助言を得るよう努める。

カ. 住民等から提供された情報に対する対応について

住民、患者等からの医療機関に関する苦情、相談等については、医学的知見に関して診療に関する学識経験者の団体等に相談し、速やかに事実確認を行うなど適切に対応する。また、医師、歯科医師が行う医療の内容に係る苦情等について、過剰診療などが疑われる場合には、必要に応じ、厚生労働省による技術的助言を得た上で、保険・精神・福祉担当部局等の関係部局との連携を図り厳正に対処する。

キ. 医療監視員の資質の向上等について

講習会などにより医療監視員の資質の向上を図るとともに、十分な立入検査体制の確保に努める。

ク. 厚生労働省への情報提供について

医療機関における医療事故の報道が相次いでいるが、厚生労働省としても、その内容によっては迅速に実態を把握する必要があることから、医療機関において重大な医療関係法規の違反若しくは管理上重大な事故（多数の人身事故、院内感染の集団発生、診療用放射線器具等の紛失等）があった場合又は軽微な事故であっても参考になると判断される事案があった場合には、その概要を医政局指導課へ情報提供していただくようお願いする。また、併せて都道府県知事が医療法上の処分を行った場合にも医政局指導課へ連絡していただくようお願いする。

ケ. 平成23年東日本大震災における届出・手続き等について

平成23年東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるため、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いする。また、東日本大震災被災者を受け入れたことにより入院患者の数が定員を超過した場合、定員を超過している間は、定員を医療法施行規則第19条第1項における入院患者の数とみなす取扱いとするので、適宜対処するようお願いする。

また、診療録等の保存について、震災によりやむを得ず滅失した医療機関や保存を行う場所の確保等が困難となった医療機関については、現地の実情を踏まえ適宜対処するようお願いする。

【参考】・「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」（平成23年3月21日医総発0321第1号厚生労働省医政局総務課長通知）

- ・「文書保存に係る取扱いについて（医療分野）」（平成23年 3 月31日厚生労働省医政局・医薬食品局・保険局連名事務連絡）



日医発第 1183 号 (地 I 219)

平成 23 年 3 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征

平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び
静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて

今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」の通知が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

本件は、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月 11 日）、長野県北部の地震（同月 12 日）及び静岡県東部の地震（同月 15 日）に伴う医療法、同施行令及び同施行規則の取扱いをまとめたものです。

取扱いの内容は、①病院や診療所の建物が破損し、医療の提供が不可能な場合において代替建物等で一時的に医療の提供を継続しようとする場合の開設許可・届出、②診療時間の延長、③定員超過入院や病室外入院等、④避難所等における巡回診療、⑤医師等が被災した場合等の数の算定、⑥被災又は被災地内で医療活動に従事するための病院や診療所の休止届出、についてであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。





医総発 0321 第 3 号
平成 23 年 3 月 21 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の
地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて（通知）

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震、同月 12 日の長野県北部の地震
及び同月 15 日の静岡県東部の地震に伴う医療法、医療法施行令及び医療法施行
規則の取扱いについて、別添のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区の
衛生主管部（局）長あてに通知しておりますので、貴会におかれましても、ご
了知いただくとともに、関係者への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。



(別添)

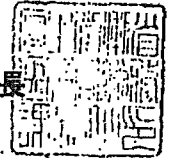
医総発 0321 第 1 号

平成 23 年 3 月 21 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の
地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震、同月 12 日の長野県北部の地震及び同月 15 日の静岡県東部の地震（以下「東北地方太平洋沖地震等」という。）に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 厚生省第 50 号）の取扱いについて、都道府県等からお問い合わせがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項について、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるので、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

なお、今般、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）が平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）の規定の一部が、東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなったことを受け、当該法律の規定のうち医療提供体制に係る事項について、今後通知する予定ですので、ご留意ください。

記

- 1 東北地方太平洋沖地震等により、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の建物の全部又は一部が破損し、医療の提供が不可能な場合において、これに代替する建物（仮設建物を含む。）又は建物内の他の部分において一時的に医療の提供を継続しようとする場合には、医療法第 7 条又は第 8 条

の規定に基づく医療機関の開設に係る許可又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、その場合において、病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、同法第 27 条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続きについても同様に適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

2 東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこと。

3 東北地方太平洋沖地震等により、現に入院医療の必要な患者がいるものの、近隣の病院又は診療所の受入体制が十分でない等の緊急時においては、医療法第 10 条に規定される「臨時応急」の場合であることから、同条第 1 号及び第 2 号の規定に関わらず定員以上に患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることは、認めて差し支えないこと。また、同条第 3 号に規定される病床の種別に関わらず、患者を入院させて差し支えないこと。

4 東北地方太平洋沖地震等の避難所等において巡回診療を行う必要がある場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日医発第 554 号厚生省医務局長通知）における取扱いに関わらず、実施計画を適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、同様に東北地方太平洋沖地震等の避難所において医師個人が巡回診療を行う場合は、避難所等における医療提供体制の実情に鑑み、必要性が高い場合においては、上記取扱いの下で実施することとして差し支えないこと。

5 東北地方太平洋沖地震等により病院又は療養病床を有する診療所の医師その他の従業者（以下「医師等」という。）が、被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該医師等を医療法施行規則第 19 条、第 21 条の 2 又は第 22 条の 2 に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。

6 東北地方太平洋沖地震等により病院等の開設者が被災又は当該被災地内で医療活動に従事するため、被災前の病院等の休止の届出を行うことができないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。